

平成18年度中野区指定文化財

やまさき けきゅうぞうゆうてんじかんけいしりょう 「山崎家旧蔵祐天寺関係資料（書跡3点）」

（中野区指定文化財・登録指定第116号）について

中野区文化財保護審議会委員
東京学芸大学教授 大石 学

1 審議・調査の経緯

平成18年度登録・指定文化財について、中野区教育委員会は、区文化財保護審議会の審議検討をへて、中野区立歴史民俗資料館所蔵資料の中から1件を指定文化財としました。

文化財保護審議委員の1人として、審議検討にかかわった過程で、調査し明らかになったことを、区民の皆様にご報告したいと思います。

平成17年3月5日に開催された平成16年度第2回文化財保護審議委員会において、山崎家旧蔵祐天寺関係資料（書跡3点）が、他の資料とともに中野区指定文化財の候補にあがりました。

文化財保護審議会は、歴史民俗資料館とともに、これらの調査を開始しました。平成18年1月11日には、東京国立博物館研究員の丸山猶計氏に御来館いただき、歴史民俗資料館学芸主査の比田井克仁氏と筆者の3名で調査を行いました。この結果、資料3点はいずれも書跡で、印刷物ではないことが確認されました。

その後、1月27日には、比田井氏と筆者が目黒区中目黒の祐天寺研究室を訪問しました。資料3点を持参し、研究室の伊藤丈夫主任研究員と瀧田博美研究員の協力を得て調査を行いました。この結果、3点とも自筆で、貴重な資料であることが判明しました。

これらの調査結果をもとに、平成18年2月25日に開催された平成17年度第2回文化財保護審議会において審議を行った結果、指定文

化財にふさわしいと判断され、中野区教育委員会に答申することになりました。

その後、12月15日に教育委員会において中野区登録指定文化財第116号に決定されました。以下、この祐天寺関係資料について解説したいと思います。

2 江古田村山崎家と中目黒村祐天寺

武蔵国多摩郡江古田村（中野区）の山崎家は、寛延元年（1748）から3年（1750）頃に、初代喜兵衛が本家から独立し、農業のかたわら質屋を営業したことに始まります。安永5年（1776）には醤油醸造を始め、中野村（中野区）や千駄木（文京区）に支店を出しました。

徳川御三卿の清水家家臣であった村尾正靖（嘉陵）が著した『江戸近郊道しるべ』（平凡社東洋文庫、『嘉陵紀行』ともいいます）には、文政5年（1822）のこととして「猶、田中の道を行はて、少しのぼる所に、くろがねもて、たみつくれる様なる、大おほきなる庫三四見ゆ、山崎喜兵衛といふ醤油作りあきなふ者の家也けり」（田の中の道が終わり、坂を少し上ると、鉄で造ったような大きな蔵が三、四見えた。山崎喜兵衛という醤油作りをする家である）と記されているように江戸周辺の有力な商家に成長しました。

こうした経済力を背景に、3代目喜兵衛のときに江古田村丸山組の名主に就任し、幕末

維新时期まで名主役を世襲しました（東京都中野区役所編纂・発行『中野区史・上巻』1943年、中野区教育委員会編集・発行『山崎家資料図録』1989年）。

一方、祐天寺は武蔵国荏原郡中目黒村（目黒区）にあり、徳川将軍家菩提所の浄土宗寺院増上寺（港区）の末寺です。山号は明顕山、開山は増上寺第36世の祐天です。祐天は、下総国生実大巖寺（千葉市中央区）、小石川（文京区）の伝通院、増上寺の住職を歴任しました。正徳4年（1714）には増上寺を隠退し、名号（南無阿弥陀仏）の書写と念仏の日々を送りました。その後、弟子祐海に常念仏堂の建立を遺言し、享保3年（1718）7月15日82歳で入寂しました。

祐海は、師の意志を実現しようと、寺社奉行や8代将軍吉宗に出願し、同年10月下目黒村（目黒区）の善久院の古跡 400坪の地において、寺院の建立を認められました。大奥の天英院（6代将軍家宣の正室）らが、祐海の寺院整備を助け、享保4年、本堂、庫裡などが竣工しました。同7年には、月光院（将軍家宣の側室）の願いにより、明顕山祐天寺の山号と寺号が与えられ、祐海は祐天寺第2世となりました。

その後、祐天寺は享保14年4月までに中目黒村（目黒区）6253坪、下目黒村（同）1930坪、計8183坪を与えられて境内とし、延享元年（1744）にはこのうち2000坪を拝領地（無年貢地）としました（『大日本地誌大系8・新編武蔵風土記稿』第2巻、1981年、東京都立大学学術研究会編『目黒区史』東京都目黒区発行、1961年、祐天寺研究室編集『祐天寺年表2・祐天寺の起立』宗教法人祐天寺発行、2000年、祐天寺研究室・伊藤丈夫編『祐天寺史資料集・第1巻・上下』祐天寺発行、2002年、祐天寺研究室編『祐天寺年表3・祐天寺の中興』2004年、同『寺宝で綴る祐天上人と祐天寺』2005年）。

山崎家旧蔵祐天寺関係資料に関する祐天寺の住職をまとめると以下ようになります。

開山祐天〔生没寛永14・1637～享保3・1718〕
－2世祐海〔在住享保3～延享3・1746〕－
5世再住祐海〔同宝暦3・1753～宝暦10〕－
9世祐東〔同享和3・1803～文政12・1829〕

3 祐天寺関係資料について

前述のように、山崎家旧蔵の祐天寺関係資料は3点です。以下、山崎家が入手した順に見ていきたいと思えます（資料の実態と読み方は5、6頁を参照のこと）。

(1)「祐海上人六字名号」は2世と5世を重任した祐海の書跡です。祐海は宝暦3年（1753）から9年間、5世として任じていることから、この名号は宝暦3年から9年までの成立と考えられます。

この資料に関連して、山崎家文書には次のような記録があります。

（包紙）

「 祐天寺二世

香誉上人祐海様御筆

御名号 ）」

右者昨六日祐天寺九世祐東上人様被内入候節御手書□□して被下候処也、偏に三宝を尊信し奉り、古親睦敷繁栄長久の基なりとそ子孫に至て尤大切に可仕候、仍而如件

文化十四丑年

山崎喜兵衛

二月七日

山崎喜右衛門

（「祐天上人六字名号由来書」多摩文化史研究会編『山崎家文書4－武蔵国多摩郡江古田村－』中野区教育委員会、1995年）

ここには、文化14年（1817）2月6日、9世を退いた祐東が、祐海の書を山崎喜兵衛と山崎喜右衛門に与えたことが記されています。喜兵衛らは、この名号を繁栄長久のもととし

て、子孫にいたるまで大切にするように記しています。

(2)「祐天上人六字名号」は、先の(1)「祐海上人六字名号」の約2か月後に、山崎家に与えられた祐天の六字名号です。

表書によれば、この資料は祐天が82歳のときの作です。また裏貼紙によれば、当時48歳であった9世祐東が、祐天の真筆であることを証明しています。さらに祐東は、これが祐天の百回忌にさいして与えられた所福(書幅)の1つであると記しています。そして、この時の表具切れは、祐天が常用していた水引(金欄などの幕)の戸帳(飾り)であったとも記しています。

『祐天寺年表3・祐天寺の中興』によれば、文化14年の祐天100回忌(祐天寺起立100年)には、信者たちがひょうじょいしがき廟所石垣を建立しています。

(3)「祐東上人六字名号」は、裏貼紙によれば、9世祐東が文政3年(1820)に山崎家を訪れ、同家においてこの名号をきごう揮毫したことがわかります。

4 山崎家と祐天寺の関係

山崎家旧蔵の祐天寺関係資料3点の概要を見てきました。山崎家文書の中には、山崎家と祐天寺の関係を示す資料として、祐天寺の由緒を記した「目黒祐天寺御由緒之写」(『山崎家文書4』)があります。

また、山崎家では文化14年5月に4代喜兵衛の妻ゑんが亡くなったさい、6月20日に、「一金壹両壹分、目黒祐天寺回向料」と、祐天寺に回向料を納めています。翌文化15年2月17日にゑんの一周忌の法事が行われたさいには、祐東に志を渡しています。さらに、天保2年(1831)11月4日には、3代喜兵衛の妻いくの葬儀費用として、「一金壹朱、ゆうてん寺の所化へ心さし、一金壹朱、ゆうてん寺の所化へ心さし、一壹分(両か)、ゆうてん寺へゑんこう料」と、祐天寺に計1両2朱を

納めています(多摩文化史研究会編『山崎家文書1-武蔵国多摩郡江古田村-』中野区教育委員会発行、1992年)。

山崎家は、江古田村の真言宗東福寺の檀家でしたが、仏事を通じて祐天寺とも関わりをもったのです。(3)によれば、9世祐東が山崎家を訪れていたことも知られます。こうした山崎家と祐天寺の関係をもとに、祐天寺関係資料が山崎家に伝えられたと思われます。

祐天寺研究室によると、(3)祐東上人の自筆はきわめて少なく、(1)祐海の自筆資料もそれほど多くは残されていないとのことです。

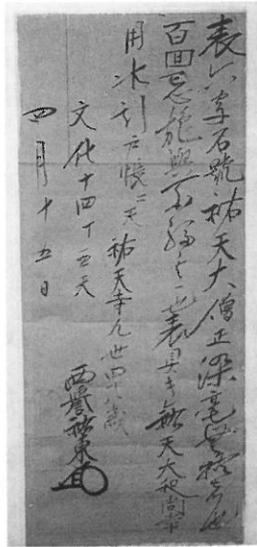
以上、山崎家旧蔵の祐天寺関係資料3点は、江戸時代の中野区の生活を知るうえできわめて貴重な資料であり、指定文化財として後世に伝えるべきものといえます。



(1) 祐海上人六字名号
1幅 紙本 軸装
135×27cm

明徳山祐天寺二世起立再任香誉上人
南無阿彌陀仏 祐海(花神)

(2) 祐海上人六字名号 1幅 紙本 軸装 44×18cm



南無阿弥陀仏

増上寺大僧正 八十二歳 祐天 (花神)

【裏貼紙】

表六字名号祐天大僧正染毫無疑者也、

百回忌施興所福其一也、表具キレ祐天大和

尚常用水引戸帳二天

文化十四丁丑天

四月十五日

祐天寺九世四十八歳

西譽祐東 (花神)

(3) 祐東上人六字名号 1幅 紙本 軸装 43×15cm

南無阿弥陀仏 祐東 (花神)

明顕山祐天寺

【裏貼紙】

文政三庚辰天五月九日於其家書西譽 (花神)

